

消保第 1925 号
2023 年 6 月 14 日

一般社団法人神奈川県高圧ガス保安協会会長 殿

神奈川県くらし安全防災局防災部工業保安担当課長
(公 印 省 略)

高圧ガス保安法に基づく法令遵守の徹底について (注意喚起)

本県の高圧ガス保安行政について、日頃より御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

この度、経済産業省は、今月 9 日に、ENEOS 株式会社に対し、高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 第 39 条の 12 の規定に基づき、同社川崎製油所浮島北地区及び浮島南地区の完成検査に係る認定を取り消す行政処分を行うとともに、同社に対し法令遵守及び保安管理の徹底について嚴重注意を行いました。

さらに同省は、同日付で各認定事業者に対して、別添のとおり、高圧ガス保安法に基づく法令遵守及び保安管理の徹底について注意喚起を行いました。

当該行政処分の原因となった法令違反により重大な災害は発生しておらず、製造施設等の安全性に影響が生じていないことは確認済みですが、各認定事業者以外の高圧ガス製造事業者におかれましても、必要な法令手続きを適切に行っているか、そのために必要な資料の整備や業務管理等が十分に行われているか、より一層ご注意いただき、法令遵守及び保安管理を徹底されるよう、貴協会会員への周知等のご協力をお願いします。

また、事故届の一部が適切に行われていなかったこと等については、高圧ガス事故と石油コンビナート等災害防止法の異常な現象との違いに関する理解不足が原因の一つとなっていることから、参考資料「高圧ガス保安法に基づく高圧ガスに係る事故等と石油コンビナート等災害防止法に基づく異常現象の扱い等について」を添付しますので、高圧ガス事故の定義についても併せて周知願います。

問合せ先

高圧ガス・コンビナートグループ 吉江

電 話 : 045-210-3479

Email : kombinat.hn@pref.kanagawa.lg.jp